

規程第2号

理事会決定

平成22年1月1日制定・施行

平成22年4月1日改正・施行

平成22年6月1日改正・施行

平成22年7月30日改正・施行

平成22年10月1日改正・施行

平成23年4月1日改正・施行

日本年金機構組織規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 役員の職務（第3条—第7条）

第3章 顧問及び参与（第8条）

第4章 組織及び所掌事務

第1節 組織（第9条—第11条）

第2節 本部の組織及び所掌事務

第1款 部及び室の設置並びに所掌事務（第12条—第41条）

第2款 グループの設置及び所掌事務（第42条）

第3款 本部に置く職（第43条—第50条）

第3節 ブロック本部の組織及び所掌事務

第1款 部及び事務センターの設置並びに所掌事務（第51条—第56条）

第2款 グループの設置及び所掌事務（第57条）

第3款 ブロック本部に置く職（第58条—第63条）

第4節 年金事務所の組織及び所掌事務

第1款 課、室及び分室の設置並びに所掌事務（第64条）

第2款 年金相談センターの設置（第65条）

第3款 年金事務所に置く職（第66条—第69条）

第5節 組織間の協力連携（第70条・第71条）

第5章 対策本部等（第72条—第74条）

第6章 定員等（第75条—第78条）

第7章 雑則（第79条—第82条）

附則（第1条—第5条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の組織、所掌事務
その他機構の組織管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 本部 日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する主たる事務所をいう。
- (2) ブロック本部 法第4条第2項に規定する従たる事務所をいう。
- (3) 機構の所掌事務 法第27条及び附則第18条の規定により機構が行うこととされた業務及び内部管理業務をいう。

第2章 役員の職務

(理事長の職務)

第3条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理するほか、第12条第1項に規定する監査部に関することを行う。

(副理事長の職務)

第4条 副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
2 副理事長は、前項の規定によるほか、第12条第2項に規定する統括管理部門に関する業務を担当する。

(理事の職務)

第5条 理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
2 理事のうち常勤の理事は、前項の規定によるほか、機構の業務の一部を担当する。
3 理事のうち非常勤の理事は、第1項の規定によるほか、理事長の命により所掌する職務について、その専門的立場から理事長及び副理事長に助言する。

(常勤の理事の名称及び担当業務)

第6条 前条第2項に規定する常勤の理事の名称及びその担当する業務は、次のとおりとする。

人事・会計部門担当理事 第12条第2項に規定する人事部門及び会計

| | |
|---------------|--|
| 事業企画部門担当理事 | 部門に関すること。 第12条第2項に規定する事業企画部門に関すること。 |
| 事業管理部門担当理事 | 第12条第2項に規定する事業管理部門に関すること。 |
| システム部門担当理事 | 第12条第2項に規定するシステム部門に関すること。 |
| 全国一括業務部門担当理事 | 第12条第2項に規定する全国一括業務部門に関すること。 |
| 南関東ブロック本部担当理事 | 別表第1に規定する南関東ブロック本部に関すること。 |
| 近畿ブロック本部担当理事 | 別表第1に規定する近畿ブロック本部に関すること。 |

(副理事長及び理事の職務の特例)

第7条 理事長は必要があると認めるときは、第4条第2項及び前条の規定にかかわらず、副理事長及び常勤の理事の担当業務を変更し、又は特別の職務を命ずることができる。

第3章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第8条 機構に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問は、機構の運営に関し、参与は、機構業務の具体的事項に関し、それぞれ理事長の諮問に応じ、又は意見を述べるものとする。

第4章 組織及び所掌事務

第1節 組織

(本部)

第9条 本部を東京都杉並区に置く。

(ブロック本部)

第10条 ブロック本部の名称、所在地及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(年金事務所)

第11条 法第29条の規定により、ブロック本部の業務の一部を分掌させる年金事務所の名称及び所在地は、別表第2のとおりとする。

2 年金事務所の管轄区域は、細則で定める。

第2節 本部の組織及び所掌事務

第1款 部及び室の設置並びに所掌事務

(部の設置)

第12条 本部に、次の27部を置く。

経営企画部、リスク・コンプライアンス部、総務部、人事管理部、研修部、労務管理部、財務部、調達部、会計部、事業企画部、サービス推進部、年金相談部、記録問題対策部、品質管理部、国民年金部、厚生年金保険部、年金給付部、システム統括部、基幹システム開発部、新システム開発部、システム運用部、業務管理部、記録管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部及び監査部

2 前項に規定する部(監査部を除く。)を、その業務内容に応じて次に掲げる7つの部門に区分する。

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 統括管理部門 | 経営企画部、リスク・コンプライアンス部及び総務部 |
| 人事部門 | 人事管理部、研修部及び労務管理部 |
| 会計部門 | 財務部、調達部及び会計部 |
| 事業企画部門 | 事業企画部、サービス推進部、年金相談部及び記録問題対策部 |
| 事業管理部門 | 品質管理部、国民年金部、厚生年金保険部及び年金給付部 |
| システム部門 | システム統括部、基幹システム開発部、新システム開発部及びシステム運用部 |
| 全国一括業務部門 | 業務管理部、記録管理部、障害年金業務部、支払部及び業務渉外部 |

(経営企画部の所掌事務)

第13条 経営企画部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 経営企画及び事業の評価に関すること。
- (2) 組織及び定員に関すること。

- (3) 機構の所掌事務に係る総合調整に関すること。
- (4) 諸規程その他の文書類の審査に関すること。
- (5) 広報に関すること（事業企画部の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機構の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。

（リスク・コンプライアンス部の所掌事務）

第14条 リスク・コンプライアンス部は、次の事務をつかさどる。

- (1) コンプライアンスの確保に関すること。
- (2) リスクの管理に関すること。
- (3) 役員及び職員（以下「役職員」という。）の制裁に関すること。
- (4) 倫理の保持に関すること。
- (5) 諸規程その他の文書類の審査に関すること（経営企画部の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 訟務及び法務に関すること、及びその統括に関すること。

（総務部の所掌事務）

第15条 総務部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 理事長印及び機構印の保管に関すること。
- (2) 理事長及び副理事長の秘書に関すること。
- (3) 機構本部施設の管理に関すること。
- (4) 文書類の接受、発送及び管理に関すること。
- (5) 諸規程の管理に関すること。
- (6) 機構が管理し、又は、保有する情報の公開に関すること。
- (7) 機構が管理し、又は、保有する個人情報の保護に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、副理事長の命を受けて、統括管理部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（人事管理部の所掌事務）

第16条 人事管理部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事管理制度の企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 職員の採用、異動、人事評価その他の人事に関すること。
- (3) 役職員に貸与する宿舍の調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人事・会計部門担当理事の命を受けて、人事部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

(研修部の所掌事務)

第17条 研修部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修センター（職員の集合研修を実施するための研修施設をいう。以下同じ。）の管理及び運営に関すること。
- (2) 職員の研修及び育成に関すること（システム統括部の所掌に係るものを除く。）。

(労務管理部の所掌事務)

第18条 労務管理部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 労働条件に関すること。
- (2) 服務及び能率増進に関すること。
- (3) 衛生その他の福利厚生に関すること。
- (4) 災害補償に関すること。
- (5) 給与等に関すること。
- (6) 職員の組織する労働組合に関すること。

(財務部の所掌事務)

第19条 財務部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 機構の予算に関すること。
- (2) 機構の保有する資産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- (3) 機構の保有する施設の営繕に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人事・会計部門担当理事の命を受けて、会計部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

(調達部の所掌事務)

第20条 調達部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 調達に関すること。
- (2) 契約の実施に関すること。

(会計部の所掌事務)

第21条 会計部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 機構の決算に関すること。
- (2) 出納に関すること。
- (3) 旅費に関すること。

(事業企画部の所掌事務)

第22条 事業企画部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業の実施に関し、総合的な企画、調査及び研究並びに調整を行うこと。
- (2) 年金委員に関すること。
- (3) 年金広報及び年金教育の実施に関すること。
- (4) 文書類の審査に関すること（経営企画部及びリスク・コンプライアンス部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 外部委託業務（システム統括部の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (6) 政府が管掌する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）及び国民年金（以下「国民年金」という。）並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「健康保険」という。）及び船員保険（以下「船員保険」という。）の統計に関する事務及び統計に係る表の作成を行うこと（健康保険及び船員保険に係る統計は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定により機構が行う業務に関する部分に限る。）。
- (7) 機構の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (8) 厚生年金保険、国民年金、健康保険及び船員保険に係る諸外国との社会保障協定（以下「社会保障協定」という。）の実施に関すること（業務渉外部の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業企画部門担当理事の命を受けて、事業企画部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（サービス推進部の所掌事務）

第23条 サービス推進部は、次の事務をつかさどる。

- (1) お客様に対するサービスの改善に関すること。
- (2) お客様からの苦情（個人情報保護に関する苦情を含む。以下同じ。）、意見、要望等に関すること。

（年金相談部の所掌事務）

第24条 年金相談部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 厚生年金保険及び国民年金の給付に係る相談（以下「年金相談」という。）に関し、体制の企画及び立案を行うこと。
- (2) 年金相談に係る事務の指導に関すること。
- (3) コールセンターの運営及び管理に関すること。

(記録問題対策部の所掌事務)

第25条 記録問題対策部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 年金記録問題対策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) コンピュータ記録と紙台帳との記録の突合せの実施に関すること。
- (3) 年金記録問題対策本部に関すること。

(品質管理部の所掌事務)

第26条 品質管理部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務品質の管理及び業務の標準化に関すること。
- (2) 業務の改善に関すること。
- (3) 業務の最適化に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業管理部門担当理事の命を受けて、事業管理部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

(国民年金部の所掌事務)

第27条 国民年金部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 国民年金の適用並びに保険料の収納及び免除に関すること。
- (2) 国民年金保険料の強制徴収に関すること。

(厚生年金保険部の所掌事務)

第28条 厚生年金保険部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 厚生年金保険、健康保険及び船員保険の適用（以下「厚生年金保険等の適用」という。）及び徴収に関すること。
- (2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による拠出金の徴収に関すること。

(年金給付部の所掌事務)

第29条 年金給付部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 厚生年金保険及び国民年金の給付に係る企画、調整及び事務の指導に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、当分の間、特別障害給付金（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金をいう。以下同じ。）の支給に係る事務を行うこと。

(システム統括部の所掌事務)

第30条 システム統括部は、次の事務をつかさどる。

- (1) IT環境への対応、ITの利用及び統制その他ITの統括管理に関すること。
- (2) 年金給付システム、記録管理システムその他システムの事務処理に係る総合的な基本方針の策定に関すること。
- (3) 年金給付システム、記録管理システムその他システムの事務処理の品質に係る評価に関すること。
- (4) システムの開発、管理、運用及び保守の外部委託業務の管理に関すること。
- (5) システム部門の職員の研修及び育成に関すること（研修部の所掌に係るものを除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、システム部門担当理事の命を受けて、システム部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（基幹システム開発部の所掌事務）

第31条 基幹システム開発部は、年金給付システム、記録管理システムその他システムの開発企画及び調整並びに設計及び管理並びにプログラムの作成に関する事務（新システム開発部の所掌に係るものを除く。）をつかさどる。

（新システム開発部の所掌事務）

第32条 新システム開発部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員による開発及び保守を中心に進める年金給付システム、記録管理システムその他システムの開発企画及び調整並びに設計及び管理並びにプログラムの作成に関すること。
- (2) 年金給付システム及び記録管理システムの刷新に関すること。

（システム運用部の所掌事務）

第33条 システム運用部は、年金給付システム、記録管理システムその他システムの運用に関する事務をつかさどる。

（業務管理部の所掌事務）

第34条 業務管理部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 全国一括業務部門内の事務の総合的管理並びに各部及び関係機関との調整を行うこと。
- (2) 厚生年金保険の保険給付（脱退手当金を除く。以下本条から第38条において同じ。）及び国民年金の給付（老齢福祉年金及び老齢特別給付金

並びに国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2第4号へ及びトに掲げるものを除く。以下本条から第38条において同じ。）に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法律の規定による保険料等の徴収及び納入に係る事務を行うこと。

- (3) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事務のうち、ブロック本部及び年金事務所からの申出又は依頼に基づく事務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、全国一括業務部門担当理事の命を受けて、全国一括業務部門内の連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（記録管理部の所掌事務）

第35条 記録管理部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 基礎年金番号の設定並びに基礎年金番号に係る記録の作成、整理及び保管に関する事務を行うこと。
- (2) 厚生年金保険、国民年金、健康保険（健康保険法の規定により機構が行う業務に関する部分に限る。）及び船員保険（船員保険法の規定により機構が行う業務に関する部分に限る。）の被保険者に係る記録の作成、整理及び保管に関する事務を行うこと。
- (3) 基礎年金番号に係る記録並びに厚生年金保険及び国民年金の被保険者に係る記録の提供に関する事務を行うこと。

（障害年金業務部の所掌事務）

第36条 障害年金業務部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 厚生年金保険の保険給付のうち障害に関するもの及び国民年金の障害基礎年金（国民年金法施行令第1条の2第4号ハに掲げるもの及び共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあつては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団を經由して請求されるものを除く。）を受ける権利の裁定に係る事務を行うこと。
- (2) 船員保険の保険給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付に限る。以下同じ。）のうち老齢、障害又は死亡に関するもの（葬祭料を除く。）を受ける権利の裁定、年金額の改定及びこれらの給付の支払に係る事務を行うこと。

（支払部の所掌事務）

第37条 支払部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の受給権者に係る年金額の改定等及び支払に関する事務を行うこと。
- (2) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の受給権者に係る再裁定の処理に関する事務を行うこと。
- (3) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）に基づく、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払に関する事務を行うこと。

（業務渉外部の所掌事務）

第38条 業務渉外部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 厚生年金保険の保険給付、国民年金の給付及び船員保険の保険給付（以下「厚生年金保険の保険給付等」という。）に関する債権の調査その他管理に関する事務を行うこと。
- (2) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に関し、介護保険法その他の法律の規定による保険料等の納入分に関する債権の調査その他管理に関する事務を行うこと。
- (3) 厚生年金保険の保険給付等に関する損害賠償請求権の代位取得及び免責に関する事務を行うこと。
- (4) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下「旧三共済組合の年金給付」という。）を受ける権利の裁定及び支払に関する事務を行うこと。
- (5) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付を受ける権利の裁定及び支払に関する事務を行うこと。
- (6) 共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあつては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団を經由して請求される国民年金の給付を受ける権利の裁定及び支払に関する事務を行うこと。
- (7) 日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支払に関する事務を行うこと。
- (8) 社会保障協定の実施に係る厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利の裁定及びこれらの給付の支払に関する事務並びに相手

国連絡機関及び共済組合（国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合にあつては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団との連絡事務を行うこと。

- (9) 厚生年金保険の保険給付等のうち、受給権者の申出による支給停止事務及び国税滞納処分等に基づく処理に係る事務に関すること。

（監査部の所掌事務）

第39条 監査部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務の実施についての監査に関すること。
- (2) 会計の監査に関すること。
- (3) 年金給付システム、記録管理システムその他システムの監査に関すること。

（監事の職務を補佐する室及び所掌事務）

第40条 本部に監事室を置く。

- 2 監事室は、監事の職務の補佐に関する事務をつかさどる。

（部に置く室及び所掌事務）

第41条 経営企画部に広報室を置く。

- 2 広報室は、経営企画部の所掌事務のうち第13条第5号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 支払部に再裁定・時効特例室を置く。
- 4 再裁定・時効特例室は、支払部の所掌事務のうち厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付（旧法に関するものに限る。）の裁定の事務並びに第37条第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

第2款 グループの設置及び所掌事務

（グループの設置及び所掌事務）

第42条 第12条第1項に規定するそれぞれの部及び前条に規定する広報室及び再裁定・時効特例室に細則で定めるところによりグループを置く。

- 2 前項の規定により置かれるグループの所掌事務は、細則で定める。

第3款 本部に置く職

（部長）

第43条 本部の各部に部長を置く。

2 部長は、その部の事務を掌理する。

(監事室長)

第44条 監事室に室長を置く。

2 室長は、監事室の事務を掌理する。

(広報室長)

第45条 広報室に室長を置く。

2 室長は、広報室の事務を掌理する。

(再裁定・時効特例室長)

第46条 再裁定・時効特例室に室長を置く。

2 室長は、再裁定・時効特例室の事務を掌理する。

(人事調整監)

第47条 人事管理部に人事調整監を置くことができる。

2 人事調整監は、命を受けて、人事管理部の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

(グループ長)

第48条 本部の各グループにグループ長を置く。

2 グループ長は、上司の命を受けて、そのグループの事務を掌理する。

(高度専門職)

第49条 本部に、次の各号のいずれかに該当する専門的知識、技術又は経験を有する高度専門職を置くことができる。

(1) 公認会計士の資格

(2) 医師の資格

(3) 弁護士の資格

(4) 極めて高度なITに係る専門知識及び経験

2 高度専門職の職務、職名及び定数は、理事長が決定する。

(専門役)

第50条 本部の部又は室に細則で定めるところにより専門役を置くことができる。

- 2 専門役は、上司の命を受けて、部又は室の所掌事務に係る特定の専門性の高い事務を処理する。

第3節 ブロック本部の組織及び所掌事務

第1款 部及び事務センターの設置並びに所掌事務

(部及び事務センターの設置)

- 第51条 北海道ブロック本部及び四国ブロック本部に、それぞれ管理部及び業務支援部を置く。
- 2 東北ブロック本部、北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部、中部ブロック本部、近畿ブロック本部、中国ブロック本部及び九州ブロック本部に、それぞれ管理部、相談・給付支援部及び適用・徴収支援部を置く。
 - 3 各ブロック本部に、事務センターを置く。
 - 4 各事務センターの名称及び管轄区域は、別表第3のとおりとする。

(管理部の所掌事務)

- 第52条 管理部は、次の事務をつかさどる。
- (1) ブロック本部及びその管轄区域内の年金事務所（以下「ブロック本部管内」という。）のコンプライアンスの確保及びリスクの管理に関すること。
 - (2) ブロック本部管内の年金記録問題対策に係る進捗管理及び調整に関すること。
 - (3) ブロック本部管内のコンピュータ記録と紙台帳との記録の突合せの実施に関すること。
 - (4) ブロック本部管内所属職員の人事に関すること（ブロック本部長の権限に属するものに限る。）。
 - (5) ブロック本部管内所属職員の研修及び育成に関すること（研修部の所掌に係るものを除く。）。
 - (6) ブロック本部管内の組織及び定員に関すること。
 - (7) ブロック本部管内において管理し、又は、保有する情報の公開に関すること。
 - (8) ブロック本部管内において管理し、又は、保有する個人情報の保護に関すること。
 - (9) ブロック本部長印及びブロック本部印の保管並びにブロック本部（事務センターを除く。）の文書の接受、発送及び管理に関すること。

- (10) ブロック本部管内に係る予算及び調達に関すること（ブロック本部長の権限に属するものに限る。）。
- (11) ブロック本部管内所属職員の服務及び能率増進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、ブロック本部の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。

（業務支援部の所掌事務）

第53条 業務支援部（北海道及び四国ブロック本部に限る。）は、次の事務をつかさどる。

- (1) 管轄区域内の年金事務所における年金相談、国民年金の適用業務及び保険料業務、厚生年金保険等の適用業務並びに厚生年金保険、健康保険、船員保険の保険料及び児童手当拠出金（以下「厚生年金保険料等」という。）の徴収業務に関し、事務の指導を行うこと。
- (2) ブロック本部管内の厚生年金保険及び国民年金の給付に係る事務に関すること（社会保障協定に係るものを含み、事務センターの所掌に属するものを除く。）。
- (3) お客様に対するサービスの改善及び業務改善に関すること。
- (4) 管轄区域内の年金委員に関すること。
- (5) 管轄区域内における年金広報及び年金教育の実施に関すること。
- (6) お客様からの苦情、意見、要望及び相談に関すること。
- (7) 国民年金保険料に係る滞納処分等に関し、管轄区域内の年金事務所と連携した滞納処分等の実施、訴訟への対応その他年金事務所の支援を行うこと。
- (8) 厚生年金保険及び健康保険の未適用事業所の立入検査等に関し、管轄区域内の年金事務所と連携した立入検査等の実施、訴訟への対応その他年金事務所の支援を行うこと。
- (9) 厚生年金保険料等に係る滞納処分等に関し、管轄区域内の年金事務所と連携した滞納処分等の実施、訴訟への対応その他年金事務所の支援を行うこと。
- (10) ブロック本部管内の所掌事務に係る厚生年金事業及び国民年金事業の推進に関し、関係機関との調整及び協力連携を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、ブロック本部管内の国民年金の適用、保険料の収納及び免除並びに厚生年金保険等の適用、厚生年金保険料等の徴収に関すること（社会保障協定に係るものを含む。）。

（相談・給付支援部の所掌事務）

第54条 相談・給付支援部（北海道及び四国ブロック本部を除く。）は、次の事務をつかさどる。

- （1）管轄区域内の年金事務所における年金相談に関し、事務の指導を行うこと。
- （2）ブロック本部管内の厚生年金保険及び国民年金の給付に係る事務に関すること（社会保障協定に係るものを含み、事務センターの所掌に属するものを除く。）。
- （3）お客様に対するサービスの改善及び業務改善に関すること。
- （4）管轄区域内の年金委員に関すること。
- （5）管轄区域内における年金広報及び年金教育の実施に関すること。
- （6）お客様からの苦情、意見、要望及び相談に関すること。

（適用・徴収支援部の所掌事務）

第55条 適用・徴収支援部（北海道及び四国ブロック本部を除く。）は、次の事務をつかさどる。

- （1）管轄区域内の年金事務所における国民年金の適用業務及び保険料業務、厚生年金保険等の適用業務並びに厚生年金保険料等の徴収業務に関し、事務の指導を行うこと。
- （2）国民年金保険料に係る滞納処分等に関し、管轄区域内の年金事務所と連携した滞納処分等の実施、訴訟への対応その他年金事務所の支援を行うこと。
- （3）厚生年金保険及び健康保険の未適用事業所の立入検査等に関し、管轄区域内の年金事務所と連携した立入検査等の実施、訴訟への対応その他年金事務所の支援を行うこと。
- （4）厚生年金保険料等に係る滞納処分等に関し、管轄区域内の年金事務所と連携した滞納処分等の実施、訴訟への対応その他年金事務所の支援を行うこと。
- （5）ブロック本部管内の所掌事務に係る厚生年金事業及び国民年金事業の推進に関し、関係機関との調整及び協力連携を行うこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、ブロック本部管内の国民年金の適用、保険料の収納及び免除並びに厚生年金保険等の適用、厚生年金保険料等の徴収に関すること（社会保障協定に係るものを含む。）。

（事務センターの所掌事務）

第56条 事務センターは、次の事務をつかさどる。

- （1）事務センター長印及び事務センター印の保管並びに事務センターの文

書の接受、発送及び管理に関すること。

- (2) 事務センターの予算及び調達に関すること（事務センター長の権限に属するものに限る。）。
- (3) 厚生年金保険、国民年金及び健康保険に関する事務のうち、届書等の審査、入力、通知書等の作成、発送並びに編綴及び保管に関すること。
- (4) 国民年金の給付に関する事務のうち、老齢福祉年金に係る事務に関すること。
- (5) 国民年金の給付に関する事務のうち、国民年金の障害基礎年金に係る障害等級に該当する程度の障害の状態の審査を行うこと。
- (6) 国民年金の給付に関する事務のうち、死亡一時金（国民年金施行令第1条の2第4号へに掲げるもの。）に係る事務に関すること。
- (7) 国民年金の給付に関する事務のうち、特別一時金（国民年金施行令第1条の2第4号トに掲げるもの。）に係る事務に関すること。
- (8) 厚生年金保険の保険給付のうち、脱退手当金の支払に係る事務に関すること。
- (9) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険及び国民年金に関する事務のうち、申請書等の審査、入力、通知書の作成並びに編綴及び保管に関すること（業務渉外部の所掌に属するものを除く）。
- (10) 年金記録の審査及び整備に関すること。
- (11) 事務センターの所掌に係る外部委託業務の管理に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、当分の間、特別障害給付金の支給に係る事務を行うこと。

第2款 グループの設置及び所掌事務

（グループの設置及び所掌事務）

第57条 ブロック本部の各部に、細則で定めるところによりグループを置く。

2 事務センターに、細則で定めるところによりグループを置く。

3 前2項の規定により置かれるグループの所掌事務は細則で定める。

第3款 ブロック本部に置く職

（ブロック本部長）

第58条 ブロック本部にブロック本部長を置く。

- 2 南関東ブロック本部長は南関東ブロック本部担当理事が、近畿ブロック本部長は近畿ブロック本部担当理事が、それぞれ兼務する。
- 3 ブロック本部長は、そのブロック本部の事務を掌理する。

(部長)

第59条 ブロック本部の各部に部長を置く。

- 2 部長は、その部の事務を掌理する。

(事務センター長)

第60条 事務センターに事務センター長を置く。

- 2 事務センター長は、その事務センターの事務を掌理する。

(副事務センター長)

第61条 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫及び福岡の事務センターに副事務センター長3人以内を置くことができる。

- 2 埼玉、千葉、静岡及び広島事務センターに副事務センター長1人を置くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、人事部門担当理事が必要と認める場合には、前2項に規定する事務センター以外の事務センターに副事務センター長1人を置くことができる。
- 4 前項の規定に基づき、副事務センター長を置く場合における手続その他必要な事項は、要領で定める。
- 5 副事務センター長は、事務センター長を補佐し、その事務センターの事務を掌理する。

(グループ長)

第62条 ブロック本部の各グループにグループ長を置く。

- 2 グループ長は、上司の命を受けて、そのグループの事務を掌理する。

(専門役)

第63条 ブロック本部の部又は事務センターに細則で定めるところにより専門役を置くことができる。

- 2 専門役は、上司の命を受けて、部又は事務センターの所掌事務に係る特定の専門性の高い事務を処理する。

第4節 年金事務所の組織及び所掌事務

第1款 課、室及び分室の設置並びに所掌事務

(課、室及び分室の設置及び所掌事務)

第64条 年金事務所に、細則で定めるところにより課及び室を置く。

2 千葉年金事務所に茂原分室を、田辺年金事務所に新宮分室を、呉年金事務所に東広島分室を置く。

3 前2項の規定により置かれる課、室及び分室の所掌事務は細則で定める。

第2款 年金相談センターの設置

(年金相談センターの設置)

第65条 別表第4左欄に掲げる年金事務所に、同表右欄に掲げる年金相談センターを置く。

第3款 年金事務所に置く職

(所長)

第66条 年金事務所に所長を置く。

2 所長は、その年金事務所の事務を掌理する。

(副所長)

第67条 年金事務所に副所長を置く。

2 副所長の定数は、札幌西、青森、盛岡、仙台北、秋田、山形、東北福島、水戸北、宇都宮西、前橋、浦和、新潟東、長野南、千葉、新宿、横浜中、甲府、富山、金沢北、岐阜北、静岡、大曾根、津、大津、京都南、福井、大手前、三宮、奈良、和歌山東、鳥取、松江、岡山西、広島東、山口、徳島北、高松西、松山西、高知東、博多、佐賀、長崎南、熊本西、大分、宮崎、鹿児島北及び那覇年金事務所については2人以内とし、その他の年金事務所については1人とする。

3 副所長は、所長を補佐し、その年金事務所の事務を掌理する。

4 第2項に掲げる年金事務所の副所長のうち1人又は2人は、ブロック本部管理部の参事役を兼務する。

(課長及び室長)

第68条 年金事務所の各課に課長を、室に室長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を、室長はその室の事務を掌理する。

(分室長)

第69条 第64条第2項に規定する分室に分室長を置く。

2 分室長は、上司の命を受けて、その分室の事務を掌理する。

第5節 組織間の協力連携

(ブロック本部と年金事務所の協力連携)

第70条 第67条第2項に掲げる年金事務所においては、ブロック本部と連携して、別に定めるところにより、ブロック本部の所掌事務の一部を処理する。

(事務センターと年金事務所の協力連携)

第71条 事務センターと年金事務所は、相互に連携して事務を行う。

2 年金事務所は、事務センターの所掌事務に関し、必要に応じ、当該事務の実施について協力を行う。

第5章 対策本部等

(対策本部)

第72条 機構の業務運営上の重要事項について、組織横断的に取り組むことが必要と認めるときは、理事長を本部長とする対策本部を設置することができる。

2 前項の対策本部の設置及び運営に必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第73条 機構の業務運営又は組織管理に関する重要事項について、組織横断的な審議を行うため、理事長の諮問機関として、専門委員会を設置することができる。

2 前項の専門委員会の設置及び運営に必要な事項は、別に定める。

(検討チーム等)

第74条 機構の業務運営又は組織管理に関し、効果的な検討を行うため、必要に応じ、組織横断的な検討チーム等を設置することができる。

2 前項の検討チーム等が設置される場合には、関係部署はできる限り協力するよう努めなければならない。

第6章 定員等

(本部及び各ブロック本部管内の定員)

第75条 機構の本部及び各ブロック本部管内の正規職員(日本年金機構職員就業規則(規程第21号。以下「職員就業規則」という。))第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)、准職員(日本年金機構准職員就業規則(規程第22号。以下「准職員就業規則」という。))第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)、及び特定業務契約職員(日本年金機構特定業務契約職員就業規則(規程第24号)第1条に規定する職員をいう。))の定員は、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画(平成20年7月29日閣議決定)」に基づき、予算の範囲内で細則で定める。

2 正規職員が職員就業規則第18条第1項の規定による休職及び第46条第1項及び第2項の規定による休暇並びに日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程(規程第29号。以下「育児・介護休業等規程」という。))第3条に規定する育児休業及び第7条第1項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるとき、又は准職員が准職員就業規則第8条第1項の規定による休職及び第35条第1項及び第2項の規定による休暇並びに育児・介護休業等規程第3条に規定する育児休業及び第7条第1項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるときは、当該休職、休暇又は休業の状態にある正規職員及び准職員の数を超えない範囲において、特定業務契約職員を細則に定める特定業務契約職員の定員数を超えて置くことができる。

(本部の各部及び各グループの定員)

第76条 本部の部門別の定員は、前条に定める本部の定員の範囲内において、副理事長が定め、副理事長及び各部門担当理事に通知する。

2 監査部及び監事室の定員については、理事長と事前に協議のうえ副理事長が定め、監査部長及び監事室長に通知する。

3 副理事長及び本部の各部門担当理事は、第1項の通知による定員の範囲内において、担当する部別の定員を定め、各部長に通知する。

- 4 本部の各部長は、前項の通知による定員の範囲内において、部内の各グループ別の定員を定める。
- 5 監査部長は、第2項の通知による定員の範囲内において、部内の各グループ別の定員を定める。

(ブロック本部の各部、事務センター及び年金事務所の定員)

第77条 ブロック本部の各部、事務センター及び年金事務所別の定員は、第74条に定める各ブロック本部管内の定員の範囲内において、各ブロック本部長が定め、当該ブロック本部の各部長、各事務センター長及び各年金事務所長に通知する。

- 2 ブロック本部の各部長は、前項の通知による定員の範囲内において、部内の各グループ別の定員を定める。
- 3 ブロック本部の各事務センター長は、第1項の通知による定員の範囲内において、事務センター内の各グループ別の定員を定める。
- 4 各年金事務所長は、第1項の通知による定員の範囲内において、年金事務所内の各課及び室別の定員を定める。

(アシスタント契約職員の年間の総数)

第78条 本部におけるアシスタント契約職員(日本年金機構アシスタント契約職員就業規則(規程第25号)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の年間を通じた総数は、予算の範囲内において、人事・会計部門担当理事が定め、本部の各部長に通知する。

- 2 各ブロック本部におけるアシスタント契約職員の年間を通じた総数は、予算の範囲内において、各ブロック本部長が定め、当該ブロック本部の各部長、各事務センター長及び各年金事務所長に通知する。
- 3 正規職員又は准職員が第75条第2項に規定する休職、休暇又は休業の状態にあるときは、当該休職、休暇又は休業の状態にある正規職員及び准職員の数を超えない範囲において、前2項の規定により通知された総数を超えてアシスタント契約職員を置くことができる。
- 4 前項に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合は、第1項及び第2項の規定により通知された総数を超えてアシスタント契約職員を置くことができる。

第7章 雑則

(他の諸規程における組織の名称)

第79条 他の諸規程において用いる別表第5左欄に掲げる用語は、それぞれ同表右欄に掲げるこの規程において定める本部の部及び室並びにブロック本部の部を表すものとする。

(規程の改廃)

第80条 この規程の改廃については、理事会が決定する。

(細則の改廃に関する報告)

第81条 この規定に基づき定める細則の改廃については、軽微なものを除き、原則として理事会に報告するものとする。

(実施に関する事項)

第82条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(専門役に関する経過措置)

第2条 当分の間、第50条及び第63条の規定にかかわらず、本部、ブロック本部の事務センター及び年金事務所に、専門役として参事役を置くことができる。

2 前項に規定する参事役は、担当する業務について、専門的事務の処理に当たる。

(定員に関する経過措置)

第3条 当分の間、第75条第1項に規定する正規職員及び准職員の定員について、細則に定める定員の配置が困難な場合にあつては、細則の規定にかかわらず、理事長は、本部及びブロック本部ごとに正規職員及び准職員の定員の合計数の範囲内において、それぞれの定員を調整することができる。

2 前項に規定する調整に当たっては、調整後の正規職員の定員の合計数が、細則に定める正規職員に係る定員の合計数の範囲内となるよう行うものとする。

(審議役)

第4条 本部に、当分の間、審議役を置く。

2 審議役は、理事長の命を受けて、重要事項について総括整理する。

3 審議役に対する日本年金機構職員給与規程(規程第31号)その他の諸規程の適用にあたっては、本部の部長の職に準じるものとする。

(脱退手当金事案に係る総務省年金記録確認第三者委員会協力支援業務に関する経過措置)

第5条 当分の間、第75条第1項の規定に基づき細則で定める定員とは別に、ブロック本部に脱退手当金事案に係る総務省年金記録確認第三者委員会協力支援業務を行う准職員を置く。

別表第1（第10条関係）

| 名 称 | 所在地 | 管 轄 区 域 |
|--------------|--------|-------------------------------------|
| 北海道ブロック本部 | 札幌市 | 北海道 |
| 東北ブロック本部 | 仙台市 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 |
| 北関東・信越ブロック本部 | さいたま市 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県 |
| 南関東ブロック本部 | 東京都新宿区 | 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 |
| 中部ブロック本部 | 名古屋市 | 富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 |
| 近畿ブロック本部 | 大阪市 | 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 |
| 中国ブロック本部 | 広島市 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 四国ブロック本部 | 高松市 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 九州ブロック本部 | 福岡市 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 |

別表第2（第11条関係）

| 名称 | 所在地 |
|-------|---------|
| 札幌東 | 札幌市 |
| 札幌西 | 札幌市 |
| 札幌北 | 札幌市 |
| 新さっぽろ | 札幌市 |
| 函館 | 函館市 |
| 旭川 | 旭川市 |
| 釧路 | 釧路市 |
| 室蘭 | 室蘭市 |
| 苫小牧 | 苫小牧市 |
| 岩見沢 | 岩見沢市 |
| 小樽 | 小樽市 |
| 北見 | 北見市 |
| 帯広 | 帯広市 |
| 稚内 | 稚内市 |
| 砂川 | 砂川市 |
| 留萌 | 留萌市 |
| 青森 | 青森市 |
| むつ | むつ市 |
| 八戸 | 八戸市 |
| 弘前 | 弘前市 |
| 盛岡 | 盛岡市 |
| 花巻 | 花巻市 |
| 二戸 | 二戸市 |
| 一関 | 一関市 |
| 宮古 | 宮古市 |
| 仙台東 | 仙台市 |
| 仙台南 | 仙台市 |
| 大河原 | 柴田郡大河原町 |
| 仙台北 | 仙台市 |
| 石巻 | 石巻市 |
| 古川 | 大崎市 |
| 秋田 | 秋田市 |
| 鷹巣 | 北秋田市 |
| 大曲 | 大仙市 |
| 本荘 | 由利本荘市 |
| 山形 | 山形市 |
| 寒河江 | 寒河江市 |
| 新庄 | 新庄市 |
| 鶴岡 | 鶴岡市 |
| 米沢 | 米沢市 |
| 東北福島 | 福島市 |
| 平 | いわき市 |
| 相馬 | 相馬市 |
| 郡山 | 郡山市 |
| 白河 | 白河市 |
| 会津若松 | 会津若松市 |
| 水戸南 | 水戸市 |

| | |
|------|-------|
| 水戸北 | 水戸市 |
| 土浦 | 土浦市 |
| 下館 | 筑西市 |
| 日立 | 日立市 |
| 宇都宮東 | 宇都宮市 |
| 宇都宮西 | 宇都宮市 |
| 大田原 | 大田原市 |
| 栃木 | 栃木市 |
| 今市 | 今市市 |
| 前橋 | 前橋市 |
| 桐生 | 桐生市 |
| 高崎 | 高崎市 |
| 渋川 | 渋川市 |
| 太田 | 太田市 |
| 浦和 | さいたま市 |
| 大宮 | さいたま市 |
| 熊谷 | 熊谷市 |
| 川越 | 川越市 |
| 所沢 | 所沢市 |
| 春日部 | 春日部市 |
| 越谷 | 越谷市 |
| 秩父 | 秩父市 |
| 新潟東 | 新潟市 |
| 新潟西 | 新潟市 |
| 長岡 | 長岡市 |
| 上越 | 上越市 |
| 柏崎 | 柏崎市 |
| 三条 | 三条市 |
| 新発田 | 新発田市 |
| 六日町 | 南魚沼市 |
| 長野南 | 長野市 |
| 長野北 | 長野市 |
| 岡谷 | 岡谷市 |
| 伊那 | 伊那市 |
| 飯田 | 飯田市 |
| 松本 | 松本市 |
| 小諸 | 小諸市 |
| 千葉 | 千葉市 |
| 幕張 | 千葉市 |
| 船橋 | 船橋市 |
| 市川 | 市川市 |
| 松戸 | 松戸市 |
| 木更津 | 木更津市 |
| 佐原 | 香取市 |
| 千代田 | 千代田区 |
| 中央 | 中央区 |
| 港 | 港区 |
| 新宿 | 新宿区 |
| 杉並 | 杉並区 |
| 中野 | 中野区 |

| | |
|-----|------|
| 上野 | 台東区 |
| 文京 | 文京区 |
| 墨田 | 墨田区 |
| 江東 | 江東区 |
| 江戸川 | 江戸川区 |
| 品川 | 品川区 |
| 大田 | 大田区 |
| 渋谷 | 渋谷区 |
| 目黒 | 目黒区 |
| 世田谷 | 世田谷区 |
| 池袋 | 豊島区 |
| 北 | 北区 |
| 板橋 | 板橋区 |
| 練馬 | 練馬区 |
| 足立 | 足立区 |
| 荒川 | 荒川区 |
| 葛飾 | 葛飾区 |
| 立川 | 立川市 |
| 青梅 | 青梅市 |
| 八王子 | 八王子市 |
| 武蔵野 | 武蔵野市 |
| 府中 | 府中市 |
| 鶴見 | 横浜市 |
| 港北 | 横浜市 |
| 横浜中 | 横浜市 |
| 横浜西 | 横浜市 |
| 横浜南 | 横浜市 |
| 川崎 | 川崎市 |
| 高津 | 川崎市 |
| 平塚 | 平塚市 |
| 厚木 | 厚木市 |
| 相模原 | 相模原市 |
| 小田原 | 小田原市 |
| 横須賀 | 横須賀市 |
| 藤沢 | 藤沢市 |
| 甲府 | 甲府市 |
| 竜王 | 甲斐市 |
| 大月 | 大月市 |
| 富山 | 富山市 |
| 高岡 | 高岡市 |
| 魚津 | 魚津市 |
| 砺波 | 砺波市 |
| 金沢南 | 金沢市 |
| 金沢北 | 金沢市 |
| 小松 | 小松市 |
| 七尾 | 七尾市 |
| 岐阜南 | 岐阜市 |
| 岐阜北 | 岐阜市 |
| 多治見 | 多治見市 |
| 大垣 | 大垣市 |

| | |
|------|-------|
| 美濃加茂 | 美濃加茂市 |
| 高山 | 高山市 |
| 静岡 | 静岡市 |
| 清水 | 静岡市 |
| 浜松東 | 浜松市 |
| 浜松西 | 浜松市 |
| 沼津 | 沼津市 |
| 三島 | 三島市 |
| 島田 | 島田市 |
| 掛川 | 掛川市 |
| 富士 | 富士市 |
| 大曾根 | 名古屋市 |
| 中村 | 名古屋市 |
| 鶴舞 | 名古屋市 |
| 熱田 | 名古屋市 |
| 笠寺 | 名古屋市 |
| 昭和 | 名古屋市 |
| 名古屋西 | 名古屋市 |
| 名古屋北 | 名古屋市 |
| 豊橋 | 豊橋市 |
| 岡崎 | 岡崎市 |
| 一宮 | 一宮市 |
| 瀬戸 | 瀬戸市 |
| 半田 | 半田市 |
| 豊川 | 豊川市 |
| 刈谷 | 刈谷市 |
| 豊田 | 豊田市 |
| 津 | 津市 |
| 四日市 | 四日市市 |
| 松阪 | 松阪市 |
| 伊勢 | 伊勢市 |
| 尾鷲 | 尾鷲市 |
| 福井 | 福井市 |
| 武生 | 越前市 |
| 敦賀 | 敦賀市 |
| 大津 | 大津市 |
| 草津 | 草津市 |
| 彦根 | 彦根市 |
| 上京 | 京都市 |
| 舞鶴 | 舞鶴市 |
| 中京 | 京都市 |
| 下京 | 京都市 |
| 京都南 | 京都市 |
| 京都西 | 京都市 |
| 天満 | 大阪市 |
| 福島 | 大阪市 |
| 大手前 | 大阪市 |
| 堀江 | 大阪市 |
| 市岡 | 大阪市 |
| 天王寺 | 大阪市 |

| | |
|------|-------|
| 平野 | 大阪市 |
| 難波 | 大阪市 |
| 玉出 | 大阪市 |
| 淀川 | 大阪市 |
| 今里 | 大阪市 |
| 城東 | 大阪市 |
| 貝塚 | 貝塚市 |
| 堺東 | 堺市 |
| 堺西 | 堺市 |
| 東大阪 | 東大阪市 |
| 八尾 | 八尾市 |
| 吹田 | 吹田市 |
| 豊中 | 豊中市 |
| 守口 | 守口市 |
| 枚方 | 枚方市 |
| 三宮 | 神戸市 |
| 須磨 | 神戸市 |
| 東灘 | 神戸市 |
| 兵庫 | 神戸市 |
| 姫路 | 姫路市 |
| 尼崎 | 尼崎市 |
| 明石 | 明石市 |
| 西宮 | 西宮市 |
| 豊岡 | 豊岡市 |
| 加古川 | 加古川市 |
| 奈良 | 奈良市 |
| 大和高田 | 大和高田市 |
| 桜井 | 桜井市 |
| 和歌山東 | 和歌山市 |
| 和歌山西 | 和歌山市 |
| 田辺 | 田辺市 |
| 鳥取 | 鳥取市 |
| 倉吉 | 倉吉市 |
| 米子 | 米子市 |
| 松江 | 松江市 |
| 出雲 | 出雲市 |
| 浜田 | 浜田市 |
| 岡山東 | 岡山市 |
| 岡山西 | 岡山市 |
| 倉敷東 | 倉敷市 |
| 倉敷西 | 倉敷市 |
| 津山 | 津山市 |
| 高梁 | 高梁市 |
| 広島東 | 広島市 |
| 広島西 | 広島市 |
| 広島南 | 広島市 |
| 福山 | 福山市 |
| 呉 | 呉市 |
| 三原 | 三原市 |
| 三次 | 三次市 |

| | |
|------|---------|
| 備後府中 | 府中市 |
| 山口 | 山口市 |
| 下関 | 下関市 |
| 徳山 | 周南市 |
| 宇部 | 宇部市 |
| 岩国 | 岩国市 |
| 萩 | 萩市 |
| 徳島南 | 徳島市 |
| 徳島北 | 徳島市 |
| 阿波半田 | 美馬郡つるぎ町 |
| 高松東 | 高松市 |
| 高松西 | 高松市 |
| 善通寺 | 善通寺市 |
| 松山東 | 松山市 |
| 松山西 | 松山市 |
| 新居浜 | 新居浜市 |
| 今治 | 今治市 |
| 宇和島 | 宇和島市 |
| 高知東 | 高知市 |
| 高知西 | 高知市 |
| 南国 | 南国市 |
| 幡多 | 四万十市 |
| 東福岡 | 福岡市 |
| 博多 | 福岡市 |
| 中福岡 | 福岡市 |
| 西福岡 | 福岡市 |
| 南福岡 | 福岡市 |
| 久留米 | 久留米市 |
| 小倉南 | 北九州市 |
| 小倉北 | 北九州市 |
| 直方 | 直方市 |
| 八幡 | 北九州市 |
| 大牟田 | 大牟田市 |
| 佐賀 | 佐賀市 |
| 唐津 | 唐津市 |
| 武雄 | 武雄市 |
| 長崎南 | 長崎市 |
| 長崎北 | 長崎市 |
| 佐世保 | 佐世保市 |
| 諫早 | 諫早市 |
| 熊本東 | 熊本市 |
| 熊本西 | 熊本市 |
| 八代 | 八代市 |
| 本渡 | 天草市 |
| 玉名 | 玉名市 |
| 大分 | 大分市 |
| 日田 | 日田市 |
| 別府 | 別府市 |
| 佐伯 | 佐伯市 |
| 宮崎 | 宮崎市 |

| | |
|------|--------|
| 高鍋 | 児湯郡高鍋町 |
| 延岡 | 延岡市 |
| 都城 | 都城市 |
| 鹿児島南 | 鹿児島市 |
| 鹿児島北 | 鹿児島市 |
| 川内 | 薩摩川内市 |
| 加治木 | 始良市 |
| 鹿屋 | 鹿屋市 |
| 奄美大島 | 奄美市 |
| 那覇 | 那覇市 |
| 浦添 | 浦添市 |
| コザ | 沖縄市 |
| 名護 | 名護市 |
| 平良 | 宮古島市 |
| 石垣 | 石垣市 |

別表第3（第51条第4項関係）

| 名称 | 管轄区域 |
|--------------|------|
| 北海道ブロック本部 | |
| 北海道事務センター | 北海道 |
| 東北ブロック本部 | |
| 青森事務センター | 青森県 |
| 岩手事務センター | 岩手県 |
| 宮城事務センター | 宮城県 |
| 秋田事務センター | 秋田県 |
| 山形事務センター | 山形県 |
| 福島事務センター | 福島県 |
| 北関東・信越ブロック本部 | |
| 茨城事務センター | 茨城県 |
| 栃木事務センター | 栃木県 |
| 群馬事務センター | 群馬県 |
| 埼玉事務センター | 埼玉県 |
| 新潟事務センター | 新潟県 |
| 長野事務センター | 長野県 |
| 南関東ブロック本部 | |
| 千葉事務センター | 千葉県 |
| 東京事務センター | 東京都 |
| 神奈川事務センター | 神奈川県 |
| 山梨事務センター | 山梨県 |
| 中部ブロック本部 | |
| 富山事務センター | 富山県 |
| 石川事務センター | 石川県 |
| 岐阜事務センター | 岐阜県 |
| 静岡事務センター | 静岡県 |
| 愛知事務センター | 愛知県 |
| 三重事務センター | 三重県 |
| 近畿ブロック本部 | |
| 福井事務センター | 福井県 |
| 滋賀事務センター | 滋賀県 |
| 京都事務センター | 京都府 |

| | |
|-----------|------|
| 大阪事務センター | 大阪府 |
| 兵庫事務センター | 兵庫県 |
| 奈良事務センター | 奈良県 |
| 和歌山事務センター | 和歌山県 |
| 中国ブロック本部 | |
| 鳥取事務センター | 鳥取県 |
| 島根事務センター | 島根県 |
| 岡山事務センター | 岡山県 |
| 広島事務センター | 広島県 |
| 山口事務センター | 山口県 |
| 四国ブロック本部 | |
| 徳島事務センター | 徳島県 |
| 香川事務センター | 香川県 |
| 愛媛事務センター | 愛媛県 |
| 高知事務センター | 高知県 |
| 九州ブロック本部 | |
| 福岡事務センター | 福岡県 |
| 佐賀事務センター | 佐賀県 |
| 長崎事務センター | 長崎県 |
| 熊本事務センター | 熊本県 |
| 大分事務センター | 大分県 |
| 宮崎事務センター | 宮崎県 |
| 鹿児島事務センター | 鹿児島県 |
| 沖縄事務センター | 沖縄県 |

別表第4（第65条関係）

| 年金事務所 | 年金相談センター |
|-----------|--------------------|
| 札幌西年金事務所 | 日本年金機構札幌駅前年金相談センター |
| 札幌北年金事務所 | 日本年金機構麻生年金相談センター |
| 仙台北年金事務所 | 日本年金機構仙台年金相談センター |
| 鶴岡年金事務所 | 日本年金機構酒田年金相談センター |
| 東北福島年金事務所 | 日本年金機構福島年金相談センター |
| 水戸北年金事務所 | 日本年金機構水戸年金相談センター |
| 土浦年金事務所 | 日本年金機構土浦年金相談センター |
| 前橋年金事務所 | 日本年金機構前橋年金相談センター |
| 大宮年金事務所 | 日本年金機構大宮年金相談センター |
| 浦和年金事務所 | 日本年金機構川口年金相談センター |
| 千葉年金事務所 | 日本年金機構千葉年金相談センター |
| 船橋年金事務所 | 日本年金機構船橋年金相談センター |
| 松戸年金事務所 | 日本年金機構柏年金相談センター |
| 新宿年金事務所 | 日本年金機構新宿年金相談センター |
| 八王子年金事務所 | 日本年金機構町田年金相談センター |
| 立川年金事務所 | 日本年金機構立川年金相談センター |
| | 日本年金機構国分寺年金相談センター |
| 大田年金事務所 | 日本年金機構大森年金相談センター |
| 横浜中年年金事務所 | 日本年金機構横浜年金相談センター |
| 横浜西年金事務所 | 日本年金機構戸塚年金相談センター |
| 高津年金事務所 | 日本年金機構溝ノ口年金相談センター |
| 相模原年金事務所 | 日本年金機構相模大野年金相談センター |
| 新潟東年金事務所 | 日本年金機構新潟年金相談センター |
| 富山年金事務所 | 日本年金機構富山年金相談センター |
| 金沢北年金事務所 | 日本年金機構金沢年金相談センター |
| 長野南年金事務所 | 日本年金機構長野年金相談センター |
| 岐阜北年金事務所 | 日本年金機構岐阜年金相談センター |
| 静岡年金事務所 | 日本年金機構静岡年金相談センター |
| 沼津年金事務所 | 日本年金機構沼津年金相談センター |
| 中村年金事務所 | 日本年金機構名古屋年金相談センター |
| 大曽根年金事務所 | 日本年金機構千種年金相談センター |

| | |
|----------|--------------------|
| 大津年金事務所 | 日本年金機構大津年金相談センター |
| 京都南年金事務所 | 日本年金機構宇治年金相談センター |
| 天王寺年金事務所 | 日本年金機構天王寺年金相談センター |
| 吹田年金事務所 | 日本年金機構吹田年金相談センター |
| 堺東年金事務所 | 日本年金機構堺東年金相談センター |
| | 日本年金機構なかもず年金相談センター |
| 枚方年金事務所 | 日本年金機構枚方年金相談センター |
| 城東年金事務所 | 日本年金機構城東年金相談センター |
| 東大阪年金事務所 | 日本年金機構東大阪年金相談センター |
| 豊中年年金事務所 | 日本年金機構豊中年年金相談センター |
| 須磨年金事務所 | 日本年金機構須磨年金相談センター |
| 尼崎年金事務所 | 日本年金機構尼崎年金相談センター |
| 姫路年金事務所 | 日本年金機構姫路年金相談センター |
| 奈良年金事務所 | 日本年金機構奈良年金相談センター |
| 岡山西年金事務所 | 日本年金機構岡山年金相談センター |
| 広島東年金事務所 | 日本年金機構広島年金相談センター |
| 福山年金事務所 | 日本年金機構福山年金相談センター |
| 山口年金事務所 | 日本年金機構防府年金相談センター |
| 八幡年金事務所 | 日本年金機構北九州年金相談センター |
| 熊本西年金事務所 | 日本年金機構熊本年金相談センター |

別表第5（第79条関係）

| 他の諸規程において使用する名称 | 部及び室の名称 |
|------------------|---------------|
| 【本部】 | |
| 経営企画担当部署 | 経営企画部 |
| 総合調整担当部署 | 経営企画部 |
| 広報担当部署 | 広報室 |
| リスク・コンプライアンス担当部署 | リスク・コンプライアンス部 |
| コンプライアンス担当部署 | リスク・コンプライアンス部 |
| 法務担当部署 | リスク・コンプライアンス部 |
| リスク管理担当部署 | リスク・コンプライアンス部 |
| 総務担当部署 | 総務部 |
| 個人情報保護管理担当部署 | 総務部 |
| 人事管理担当部署 | 人事管理部 |
| 人事評価担当部署 | 人事管理部 |
| 研修担当部署 | 研修部 |
| 労務管理担当部署 | 労務管理部 |
| 予算担当部署 | 財務部 |
| 管財担当部署 | 財務部 |
| 調達担当部署 | 調達部 |
| 決算担当部署 | 会計部 |
| 出納担当部署 | 会計部 |
| 事業企画担当部署 | 事業企画部 |
| サービス推進担当部署 | サービス推進部 |
| 品質管理担当部署 | 品質管理部 |
| 外部委託管理担当部署 | 事業企画部 |
| 年金相談担当部署 | 年金相談部 |
| 記録問題対策担当部署 | 記録問題対策部 |
| 国民年金担当部署 | 国民年金部 |
| 厚生年金保険担当部署 | 厚生年金保険部 |
| 年金給付担当部署 | 年金給付部 |
| システム統括担当部署 | システム統括部 |
| システムリスク管理担当部署 | システム統括部 |
| 基幹システム開発担当部署 | 基幹システム開発部 |
| 新システム開発担当部署 | 新システム開発部 |

| | |
|-------------|----------------|
| システム運用担当部署 | システム運用部 |
| 業務管理担当部署 | 業務管理部 |
| 記録管理担当部署 | 記録管理部 |
| 障害年金業務担当部署 | 障害年金業務部 |
| 支払担当部署 | 支払部 |
| 業務渉外担当部署 | 業務渉外部 |
| 監査担当部署 | 監査部 |
| 【ブロック本部】 | |
| 管理担当部署 | 管理部 |
| 相談・給付支援担当部署 | 相談・給付支援部、業務支援部 |
| 相談・給付担当部署 | 相談・給付支援部、業務支援部 |
| 適用・徴収支援担当部署 | 適用・徴収支援部、業務支援部 |
| 適用・徴収担当部署 | 適用・徴収支援部、業務支援部 |